

ふれあい information

乳幼児等医療費の自己負担の支払方法の変更について

平成30年8月診療分から、乳幼児等医療費受給者証が新しくなり、北海道内の医療機関を受診した際の自己負担の支払いが不要となります。

この受給者証の対象となる方には、7月下旬に郵便で受給者証交付申請書をお送りしますので、詳しくは同封の案内をご覧いただき、忘れずに手続きをしてください。

○平成30年7月診療分まで

乳幼児等医療費受給者		
就学前 (0~6歳)	小学生 (7~12歳)	中学生 (13~15歳)
北空知管外の医療機関を受診したとき 自己負担あり(2割)	自己負担あり(3割)	

※自己負担分は、申請(領収書添付)により、支払いした自己負担額が2年以内のものに限り、町が全額助成(保険適用外を除く)



○平成30年8月診療分から

乳幼児等医療費受給者		
就学前 (0~6歳)	小学生 (7~12歳)	中学生 (13~15歳)
北海道内の医療機関を受診したとき 自己負担なし (新しい受給者証と保険証を提示して下さい)		

※自己負担分は、「①道外での医療機関の受診」「②何らかの事情により自己負担したものがある場合」は申請(領収書添付)により、支払いした自己負担額が2年以内のものに限り、町が全額助成(保険適用外を除く)します。

◎原則として、8月診療分からの町への助成申請は必要ありません。(①、②を除く)

○乳幼児等医療費受給者証交付申請について

手続きに必要なものは、申請書、保険証(お子さんのもの)、印鑑、受給者証、1月2日以降に転入された方は、所得課税証明書も必要です。

☆就学前のお子さん → 手続きは変わりません。

- 毎年7月下旬に、郵便でご案内します。



☆小学生のお子さん → 手続き時期が変わります。

- 平成30年7月下旬に、小学生全員を対象に郵便でご案内します。
- 翌年以降は、3月下旬に新1年生を対象に郵便でご案内します。
- また、手続きに変更が生じた方には、7月下旬に郵便でご案内します。

☆中学生のお子さん → 初年度は手続きがあります。

- 平成30年7月下旬に、中学生全員を対象に郵便でご案内します。
- 翌年以降は、3月下旬に新1年生を対象に郵便でご案内します。

※平成30年1月2日以降沼田町に転入された受給者(小学生以下)の方は・・・

- 前住所地の市町村発行の下記の書類をご用意下さい。
(1) 平成29年中の所得がわかる証明書(生計維持者のもの)
(2) 平成30年度の住民税課税・非課税がわかる証明書(未成年者を除く世帯全員分)

◆お問合せ先 保健福祉課 保険グループ TEL 35-2120